

令和 8 年 2 月 10 日

一般社団法人
松本国際高等学校同窓会
会長 村山光

[会員の皆様への重要なお知らせ]
一般社団法人松本国際高校同窓会解散について

令和 8 年 3 月 7 日(土)開催予定の本会令和 8 年度総会におきまして、役員提案として本会解散に関する提案を予定しております。

総会において会員の皆様からご意見を承り、同窓会の存続及び解散についての方向性を協議させていただきますのでよろしくお願ひ致します。

[令和 8 年度総会協議案)
一般社団法人松本国際高等学校同窓会解散案
① 提案内容
本会の現状と厳しい将来の見通しを考えるとき、本会を現状のままで存続させることは困難であるため、令和 8 年度をもって本会を解散することを提案いたします。

② 本会の現状
本会は令和 5 年に貴校一般社団法人を設立し、本日まで活動を続けて参りました。新規入会者がなく、当然ながら会費収入が途絶えた本会の運営を、役員は無報酬、ボランティアで最低限の活動を継続してきました。
一方、会員の同窓会活動への関心も薄れしており、また、限られた役員による運営も大変厳しく、若い方々の参加がほとんど無いため、今も活動を継続するための引継ぎも困難な現状です。今後の同窓会運営は資金面、運営面、そして役員の心理面において限界に近付きつつあり、同会の継続は難しいと考えます。

③ (残余財産の帰属)
同会定款に基づく第 47 条当法人が清算をする場合に有する残余財産は、当法人社員総会の決議を経て、人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
同会の総会で決議した場合に関して残余については、バスの寄付及び解散手続きの際の資金と、残りのお金は学校に寄付する。

